

令和7年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局
令和8年3月速報値

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発 生 概 要
1	1月 13時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～19人 35歳～39歳	その他の一般動力 機械 墜落、転落	客先の工場において、被災者が運搬する機械の解体作業を行うため、機械の上に乗し、レバーブロックを使い、機械の上部と下部を分離させる操作をしていたところ、バランスを崩し切り離れた機械とともに、約5メートルの高さから墜落し死亡した。
2	1月 8時頃	医療保健業 300人～ 55歳～59歳	その他の一般動力 機械 はさまれ、 巻き込まれ	被災者が洗浄室において、洗浄機で使用した器具を洗浄していたところ、槽に設けられたリフター（モーターとローラーチェーンによって昇降する）の枠と装置を構成する枠（アングル材）との間に挟まれて死亡した。当日は一人作業であった。
3	2月 9時頃	建築工事業 ～9人 40歳～44歳	コンベア はさまれ、 巻き込まれ	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
4	3月 16時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 100人～299人 30歳～34歳	トラック 交通事故（道路）	集配のため下り坂をトラックの前方を下り方向にして停車させ、エンジンを切り、輪止め設置しようとしたところ、トラックが逸走し20mほど下り坂を走行し横転した際に、トラックを追いかけていた被災者が横転したトラックの側面と地面にはさまれたもの。
5	3月 不明	輸送用機械等製造業 300人～ 45歳～49歳	その他の起因物 その他	工場内の食堂で昼食を行った者ほか工場関係者に体調不良者が発生し、後日、保健所の調査により食中毒と判明した。 被災者は昼食をとった翌々日から2日間、体調不良により欠勤、休日明けの出動日に（連絡なく）出勤をしなかったため、自宅を訪問したところ、うつ伏せで倒れている状態で発見されたもの。
6	3月 14時頃	建築工事業 10～19人 35歳～39歳	建築物・構築物 飛来・落下	住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塀の取り壊しの作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
7	3月 19時頃	輸送用機械等製造業 10～19人 40歳～44歳	階段・棧橋 墜落・転落	プレハブ2階建事務所の外階段の下に、被災者が仰向けで倒れていたのを、同僚労働者が発見。救急車を要請したが、搬送先の病院にて死亡が確認されたもの。司法解剖の結果、直接死因が頸髄損傷、肺挫傷であったことから墜落・転落による災害と判断された。
8	3月 15時頃	土木工事業 ～9人 35歳～39歳	不整地運搬車 墜落・転落	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し土のうを運搬していたところ、護岸脇の通路より河川側の段差（高さ約1メートル）を落下し死亡したもの。
9	4月 7時頃	通信業 100人～199人 50歳～54歳	起因物なし その他	業務の精神的負荷により死亡した。
10	4月 16時頃	食料品製造業 300人～ 25歳～29歳	成型機・圧縮機 はさまれ、巻き込まれ	菓子製造ラインにおいて、原料を充てんした後、原料を固める機械がエラーで停止し、被災者はその調整の作業を行っていた。何らかの原因で動き出し、機械のフレームと機械の壁に頭部が挟まれ死亡したもの。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発 生 概 要
11	4月 15時頃	ビルメンテナンス業 200～299人 70歳～75歳	なし 転倒	被災者含めた5人の労働者が刈払い機を使用して施設内の植え込みの草刈り作業を行った。その終了後に被災者が刈払い機による飛び石等を防止するためのベニヤ板を片付ける際に、ベニヤ板を持って歩行中に歩道に転倒した。病院に搬送され療養していたが、数日後、くも膜下出血等により死亡診断となったもの。
12	4月 12時頃	建築工事業 1～9人 45歳～49歳	有害物 有害物等との接触	被災者は内装工、被災当日は集合住宅居室の現状復帰工事で浴室（ユニットバス）の内装工事に従事していた。終業時刻を過ぎても帰宅しないため、捜索したところ当該現場で意識が無い状態で発見され医療機関に搬送するも死亡が確認されたもの。
13	4月 4時頃	小売業 20～29人 65歳～69歳	乗用車、バス、バイク 交通事故（道路）	被災者がオートバイで配達作業中、丁字路を右折しようとしたところ、直進してきたトラックと衝突したものの。
14	4月 10時頃	旅館業 50～99人 50歳～54歳	起因物なし その他	業務の精神的負荷により死亡した。
15	4月 10時頃	建築工事業 1～9人 50歳～54歳	可燃性のガス 爆発	被災者は、1階床スラブのガス溶断作業（アセチレンガス＋酸素のボンベを使用）を行ったところ、爆発と思われる現象が生じ、コンクリート床材などが上下周囲に吹き飛び、地下ピットがむき出しの状態となった。被災者は爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれ死亡したものの。
16	5月 9時頃	窯業土石製品製造業 30人～49人 40歳～44歳	地山・岩石 崩壊・倒壊	セメント製造工場の土砂倉庫内において、被災労働者はホイールローダーを使用して、10トンダンプにセメント原料の土砂を搬入する作業を行っていた。被災労働者はホイールローダーのバケットの土砂付着状況を確認するため、ホイールローダーを降りて土砂の付近にまで立ち入ったところ、土砂が崩壊、被災労働者が埋もれて窒息死したものの。
17	5月 15時頃	土木工事業 1人～9人 30歳～34歳	玉掛け用具 飛来・落下	温泉掘削工事現場において、やぐらの解体作業中に足場に立てかけてあった鉄板が倒れてきて、労働者が下敷きとなって死亡したものの。
18	5月 16時頃	土木工事業 1人～9人 70歳～74歳	トラック 墜落・転落	ゴルフ場場内の枯れ木の伐採作業を終え、傾斜のある場所で解体用つかみ機をトラックの荷台に積込んだところ、トラックが逸走をはじめ、脱輪、横転、解体用つかみ機の運転席にいた被災者が、トラックの荷台から解体用つかみ機ごと転落、木と解体用つかみ機の間に挟まれ死亡したものの。
19	5月 16時頃	土木工事業 1人～9人 75歳～79歳	トラック はさまれ・巻き込まれ	ゴルフ場の枯木の伐採を後え、傾斜のある場所で使用した解体用つかみ機をトラックの荷台に積み込んだところ、トラックが逸走をはじめ、脱輪、横転、トラックを止めるため運転席にり込もうとした被災者が横転したトラックと地面にはさまれ死亡したものの。
20	5月 0時頃	その他の廃棄物処理業 1人～9人 55歳～59歳	その他の金属加工用機械 はさまれ・巻き込まれ	ごみ焼却後に残った金属を回収して圧縮成型する装置で、金属を流し入れる部分にある鉄製のゲートが半開のまま動かなくなった。非常停止ボタンを押したまま、被災者ともう一人で復旧作業を行っていたところ、ゲートが降下し被災者がはさまれ死亡したものの。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発 生 概 要
21	6月 2時頃	小売業 10人～19人 65歳～69歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者がオートバイで配達作業中、四差路を直進していたところ、右方向からきたバイクと衝突し転倒した際に後頭部を地面に強打し死亡したもの。
22	6月 9時頃	農業 1人～9人 55歳～59歳	立木等 墜落・転落	枯木伐採作業において、吊るし切り作業を行っていた被災者は、枯木の高さ約6mの箇所、枯木の先端約1.5mの箇所を切断したところ、伐採した部分とワークポジショニング用器具を取り付けていた幹の部分が接触し、衝撃で幹が折れて墜落した。さらに、墜落した被災者にワークポジショニング用器具を取り付けていた幹の部分が落下した。発生直後意識はあり病院搬送されたが、内臓損傷により死亡したもの。
23	6月 10時頃	その他の接客娯楽業 50人～99人 55歳～59歳	その他の一般動力機械 墜落・転落	被災者はゴルフコースの整備のため、芝刈り用トラクターに乗車し、グリーン付近において芝刈りを行っていたところ、何らかの原因により、トラクターが斜面から高低差約5m転落した。通りかかった同僚が、法面中腹部(転落位置から約10m離れた位置)で倒れていた被災者を発見、現地で被災者の心肺停止が確認された。
24	6月 22時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 45歳～49歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者はトラック運転手、配送先の店舗に荷を納品するために、路上に停車しトラック後方から荷室の扉を開けようとしたところ、後方から進行してきた車輛に追突され死亡したもの。
25	7月 15時頃	土木工事業 10人～19人 25歳～29歳	軌道装置 激突され	内径3050mmの導水路シールド坑内にて、元方事業者の労働者である被災者が坑内測量を行うために軌道上を走行するバッテリーカートに搭乗して坑口から切羽方向に移動中、坑口から930mの退避所付近で、切羽から坑口方向に走行してきた二次下請の労働者が運転する資材運搬車と軌道上で正面衝突し、当該資材運搬車の下敷きとなり死亡したもの。
26	7月 13時頃	建築工事業 1人～9人 25歳～29歳	屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落・転落	工場の明り取り用の屋根材の交換工事を複数の作業員で行っていたところ、被災者が交換前の明り取り用の屋根材を踏み抜き、高さ約17mから工場内のコンクリート床に墜落し死亡したもの。
27	7月 10時頃	その他の事業 1人～9人 50歳～54歳	電力設備 感電	鉄道の車両基地内で、非常用発電機の点検作業中、被災者がケーブルの絶縁抵抗測定を行った際、測定値の異常を確認したため、原因を確認するべく6,600Vの電圧がかかった状態の変圧器が格納された連絡盤を開き、何らかの作業を行っていたところ、感電し死亡したもの。
28	7月 11時頃	ビルメンテナンス業 100人～199人 50歳～54歳	屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落・転落	6階建てマンションの屋上で、建物の点検・写真撮影を行っていた被災者が、地上部分で血を流して倒れているところを同僚労働者に発見されたもの。なお、被災者が作業を行っていた屋上の端部には、手すり等の墜落防止用の設備が設けられていなかった。
29	7月 14時頃	その他の建設業 1人～9人 55歳～59歳	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	被災者は同僚と共に午前8時頃から農業用ハウス内において給水用の配管工事に従事していた。正午から1時間の昼休憩を取り、午後1時に作業を再開。午後1時30分頃、被災者の体調が悪そうだったので、同僚が車の日陰に行き休憩するよう促した。10分程度経っても戻って来なかったため、同僚が見に行ったところ、車の後部で倒れている被災者を発見。病院へ救急搬送され、その後別の病院に転院したが、74日後に死亡した。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事象の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
30	7月 13時頃	土木工事業 30人～49人 45歳～49歳	トラック 激突され	傾斜地（8～10度）において、被災者が最大積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷台にショベルカーを積込む作業中、荷台を定位位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台のスイッチ操作をしたところ、ローダー車の前輪が浮き、輪留めを乗り越えて逸走した。被災者は当該車を止めようとハンドルに手をかけたところ、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振り落とされ、後輪に轢かれ死亡したものの。
31	7月 23時頃	陸上貨物運送事業 （道路貨物運送業） 30人～49人 40歳～44歳	トラック 交通事故（道路）	圏央道外回り愛川～相模原間で渋滞が発生しており、新聞配送のため2トラックに乗りし運行していた被災者が最後尾に停車中、後ろから大型車両に追突され、救急搬送されたが死亡が確認された。
32	8月 17時頃	農業 1人～9人 65歳～69歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者はマンション敷地の植栽の手入れの作業を行うため、背中に除草剤散布用の設備を背負って、コンクリート造外階段の擁壁の上（高さ4.42m）を歩行していたところ、当該擁壁上から階段の踊り場まで墜落したものの。
33	8月 11時頃	港湾荷役業 1人～9人 55歳～59歳	移動式クレーン おぼれ	被災者は、浮クレーン船の甲板作業員、災害発生当日、浮クレーン船を横浜港から川崎市内の企業の岸壁へ曳航中、船内で休憩を取っていたところ、被災者の姿が見えなくなったため海上保安庁に連絡し、捜索を開始した。その後、釣り船により大黒ふ頭沖で浮いている被災者を発見した。
34	8月 15時頃	その他の事業 50人～99人 ～19歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者は首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川インターチェンジAランプ付近の高架道路で照明の基礎部点検作業を行っていたところ、Aランプ合流部分にある開口部（高さ約20m）から転落し、死亡したものの。 なお、転落したAランプ合流部分には高さ約87cmの擁壁が設置されていた。
35	8月 0時頃	その他の事業 300人～ 55歳～59歳	起因物なし その他	被災者は、出張先の業務を終えて宿泊ホテルへ戻ったが、同僚が室内で倒れている被災者を発見、病院へ救急搬送後死亡したものの。
36	9月 12時頃	農業 1人～9人 45歳～49歳	立木等 墜落・転落	高さ約4メートルの擁壁上にある、枯木の伐採作業を行っていた。 約10メートルの枯木に梯子を立てかけロープで固定。その梯子上に被災者が昇り、安全帯を着用して伐採作業（吊し切り）をしていた。チェーンソーで約5メートルの箇所を伐採したところ、倒れる時の振動、反動等で梯子を立てかけていた側の枯木もそのまま倒れ、被災者は、安全帯が抜け落ち、擁壁下に墜落したものの。
37	9月 10時頃	港湾荷役業 10人～29人 ～19歳	フォークリフト 激突され	被災者は、港湾荷役業におけるフォークリフト作業の手元作業員であった。 出庫作業のために、作業場に移動するため、同僚が運転する16tフォークリフトに同乗して移動中、何等かの理由で降車したところフォークリフトの左後輪に轢かれたものの。
38	9月 14時頃	その他の建築工事業 1人～9人 45歳～49歳	開口部 墜落・転落	地上3階建て倉庫の解体工事現場において、2階フロアの什器類の片付け中に、本工事で廃材搬出用に2階床面に設けられた開口部（約1.2m×約1.5m）から、高さ約6.4m下方の1階の床面上に墜落したものの。災害発生時、開口部には墜落及び飛来落下の危険防止のため、残置物のロッカー（179cm×90cm×52cm、重さ約40kg）2台を置いて覆いとしていたが、被災者本人がそのうち1台を移動させたものの。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
39	11月 0時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 55歳～59歳	トラック 交通事故(道路)	配送のため、国道135号線の下り線を伊東市方面へ向かって走行中、センターラインを越えて進行方向右側に蛇行し、国道135号線沿いにあるマンションの擁壁に正面から衝突、その衝撃による脳挫傷により死亡したものの。
40	11月 14時頃	農業 1人～9人 65歳～69歳	はしご等 墜落・転落	被災者は、個人宅の敷地において全高約3.6mの脚立に登り、ヘッジトリマー(電動バリカン)を手に持って高さ約4.5mの植木の剪定作業を行っていたところ、脚立から墜落し死亡したものの。
41	11月 9時頃	金属製品製造業 1人～9人 40歳～44歳	金属材料 崩壊・倒壊	被災者は建築構造用等の鋼管加工場兼保管場所において、切断機上の鋼材を移動する作業を行っていた。作業場所は作業通路を挟み、外部より搬入された直後の鋼管(幅30×長さ1000×高さ30cm 重量1.58tが6本、幅30×長さ1100×高さ30cm 重量1.738tが6本)が仮置き(地面に2列に並べ、6段積み重ね)されていた。被災者の背後から仮置きしていた鋼材1列分が崩壊し、下敷きとなったものの。
42	11月 9時頃	建築工事業 1人～9人 75歳～79歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者は同僚と2名でアパートの2階の一室をリフォームする工事に従事していたが、現場で組み立てる足場の部材が不足したために、同僚が置き場に部材を取りに行き、被災者が現場に一人になった後、工事をしていた部屋の窓の直下となる地上に意識がなく倒れている状態で通行人に発見された。被災者が倒れていた傍には、2階の窓に取り付けてあった手すりがあった。
43	12月 11時頃	ビルメンテナンス業 300人～ 70歳～74歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者はマンション管理人、マンション敷地に面する傾斜角度82度、高さ3.1mの擁壁法面の一面に生い茂った植物を除去するため、脚立をはしご状に開いて擁壁面に立てかけ、同脚立を使用して擁壁上端部まで登って除去作業を行っていたところ、擁壁上端部から地上まで墜落したものの。 擁壁上端部と隣地敷地との間には柵が設けられており、柵の外側と端部までの間隔は23cmであった。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。